

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第1号	平成24年度宝塚市一般会計補正予算 (第7号)	可決 (全員一致)	2月28日
議案第2号	平成24年度宝塚市特別会計国民健康保 険事業費補正予算(第4号)	可決 (全員一致)	
議案第3号	平成24年度宝塚市特別会計介護保険事 業費補正予算(第3号)	可決 (全員一致)	
議案第4号	平成24年度宝塚市特別会計平井財産区 補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第5号	平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ 墓苑事業費補正予算(第2号)	可決 (全員一致)	
議案第26号	宝塚市市税条例等の一部を改正する条例 の制定について	可決 (全員一致)	
議案第27号	宝塚市都市計画税条例の一部を改正する 条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第48号	附帯控訴の提起について	可決 (全員一致)	
議案第51号	兵庫県市町村職員退職手当組合を組織す る地方公共団体の数の増減及び兵庫県市 町村職員退職手当組合規約の変更に関す る協議について	可決 (全員一致)	3月5日
請願第20号	人権感覚とモラル欠如の議員に対し厳正 な対応を求める請願	一部採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成25年2月25日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

② 平成25年2月28日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

③ 平成25年3月5日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

④ 平成25年3月14日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第1号 平成24年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)

議案の概要

平成24年度宝塚市一般会計の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億4,600万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ691億2,211万6,000円とするもの。

歳出予算の主なものは、国の緊急経済対策等に係る事業として、農業用施設改修事業、道路維持事業、都市計画道路荒地西山線整備事業、小・中学校の施設耐震化事業などを増額するとともに、自立支援事業を増額する一方、執行額の確定に伴う執行残などを減額しようとするもの。

歳入予算の主なものは、国庫支出金では、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金を、市債では、小・中学校及び幼稚園の施設整備事業債を、諸収入では基幹系システムサービス利用契約に係る遅延違約金を増額する一方、国庫支出金では、子どものための手当負担金を、繰入金では、公共施設等整備保全基金及び長寿社会福祉基金とりくずしを減額しようとするもの。

継続費の補正では、長尾幼稚園園舎新築事業の年割額を変更しようとするもの。

繰越明許費の補正では、都市計画道路荒地西山線整備事業、小・中学校の施設耐震化事業などの合計21件を追加しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 国の緊急経済対策で13兆円余りの臨時補正が出たが、市はどれくらいの額を活用しているのか。

答1 国の予備費を活用した経済対策に対応するものが8事業で、要望額が3億2,800万円、3月補正で3億1,300万円を計上。内容は小・中学校の耐震化など。今回の国の1号補正に対応するものが13事業で、要望額が7億3,900万円、3月補正で5億5,000万円を計上。内容は荒地西山線整備、通学路安全対策、長尾幼稚園園舎新築など。1号補正に対応する13事業の市負担額3億7,800万円が、地域の元気臨時交付金の対象となり、そのうち70%、2億6,500万円が交付される見込み。歳入については来年度6月補正予算で対応する予定。

問2 企業活動支援事業補助金の執行率が0%となっているが、制度ができてから1回でも執行した年はあるのか。補助金のあり方を変えていかなければならないのではないか。

答2 平成19年から企業立地促進条例が施行され平成23年3月に失効しているが、その間に補助金が適用された例はない。平成24年度からは新たに企業活動支援制度を作ったが、補助金の執行はなかった。

問3 プラスチックごみは年々減量傾向にあるが、燃やすごみは増加傾向にある。プラスチックの分別処理が不徹底になってきている。プラスチックごみの分別処理の非効率な部分について、もっとよく検討すべきでは。

答3 汚れたプラスチックについては再生処理が困難であり、燃やすごみとして家庭で分別してもらうよう市民に啓発している。ごみの減量化に向け、引き続き啓発に努めていきたい。

問4 開発審査会の幹事を宅地建物審査課の職員が務めているが、開発許可を下ろす立場でもある同部署の職員が審査会の幹事として審査をしては、公正な審査ができないのではないのか。

答4 許可をする段階では、最終決定権者である部長までのラインで決裁処理をしているが、審査請求が出た瞬間から、処分庁として部長と担当課長が、審査庁として室長と担当副課長が担当するかたちに切り替え、使い分けをしている。

問5 盛り土造成された宅地の安全対策としては、国交省のマニュアルでは、アンカー工法の場合はワイヤーを地山に定着させる必要がある。野上の開発では、設計上は地山に到達していなかったと思うが、どうか。開発審査会に専門家が入って公正な判断がされていないのではないのか。

答5 設計の段階では、摩擦力に基づく抵抗力でもたすことで一定の基準を満たしていると判断していたが、実際の工事ではアンカー工法のワイヤーを伸ばして地山に定着させることでさらなる安全を図った。

問6 基幹系システム更新事業の解約について、解約日が確定していないにもかかわらず、遅延違約金の一部を予算計上しているが、理由は。

答6 現在、契約の解除に向け事業者と協議中。遅延違約金は、今年の1月4日に事業者がシステムを稼働できなかったことに対して、解約の有無にかかわらず発生するもので、債権としては確定している。解除をする場合は、別に損害賠償金や解除違約金が発生する。

問7 解約後の方針は。

答7 新システム側に移行していた住基系システムを、いったん旧システムにもどし、その後オープン系のシステムに移行することを考えている。住基系システムを旧システムにもどすための改修期間や規模について調査を進めている。

問8 国のJ-ALERTと県の防災行政無線について、市の使い分けは。

答8 J-ALERTは、人工衛星を用いて地方公共団体に設置した受信装置に瞬時に災害時等の情報を伝達できる国のシステムであり、職員が情報を受けて手作業

でしていた安心メールやエフエム宝塚の緊急放送を、今回の補正予算で自動化する。県の防災行政無線は拡声器で情報伝達をする仕組みであり、本市では活用していない。

問9 学校の耐震化事業について、現在の進捗状況は。

答9 今回の補正予算は、平成25年度に実施予定であったものを、平成24年度に前倒しとしたもの。平成27年度までに耐震化率を100%にする計画である。平成24年度末の時点での耐震化率は、77.9%となる。

自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第2号 平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）	
議案の概要	
<p>平成24年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費の歳入歳出予算の総額から、それぞれ4,903万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ238億8,586万6,000円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、特定健康診査等事業を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、その他一般会計繰入金を増額する一方、療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金、保険基盤安定繰入金を減額しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	国民健康保険加入者であっても特定健診を受診しないで、職場での健診や人間ドックを受診しているケースもある。そのような実態は、市として把握しているのか。
答1	十分に把握できていない。
問2	特定健診の案内を発送するときに、健診の受診情報を報告してもらえよう返信用封筒を同封するなど、市に情報をフィードバックしてもらおう工夫が必要では。
答2	案内に、個別に人間ドックを受けられた方については連絡をもらえるよう記載はしているが、返信用封筒についても今後は検討したい。
問3	高騰する医療費削減のため、特定健診の受診率を上げるようもっと対策を考えるべきではないのか。
答3	今後も引き続き、特定健診の周知徹底や受診率の把握に努めたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第3号 平成24年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）	
議案の概要	
<p>平成24年度宝塚市特別会計介護保険事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,000万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ147億7,654万3,000円とするもの。</p> <p>歳出予算の主なものは、介護サービス等給付事業及び地域密着型介護サービス等給付事業を増額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、県からの介護給付費負担金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金、介護給付費準備基金とりくずしを増額する一方、国からの介護給付費負担金を減額しようとするもの。</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第4号 平成24年度宝塚市特別会計平井財産区補正予算(第2号)	
議案の概要	
平成24年度宝塚市特別会計平井財産区予算に繰越明許費を設定するもので、繰越明許費に財産管理事業のため池改修工事費を設定しようとするもの。	
論 点	なし
<質疑の概要>	
	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決(全員一致)

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第5号 平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費補正予算（第2号）	
議案の概要	
<p>平成24年度宝塚市特別会計宝塚すみれ墓苑事業費の歳入歳出予算の総額に、それぞれ823万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億6,138万4,000円とするもの。</p> <p>歳出予算は、予備費を増額する一方、償還事業を減額しようとするもの。</p> <p>歳入予算の主なものは、一般会計からの繰入金を増額しようとするもの。</p>	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	10月以降の貸出数が計画数を大きく下回っている原因は。
答1	1月、2月の貸し出しがあまり伸びていない状況にあり、寒さなど気候的なものが影響していると分析している。広報等も活用しながら、3月以降暖かくなっていく中で貸し出しを伸ばしていきたい。
問2	貸出数が計画数を下回ることの影響額は。
答2	歳入では、現在はまだ使用料収入で2,000万円程度目標に達していない状況。一方で歳出も削減努力しており、今後900万円程度の貸し出しができれば黒字となる。
問3	昨年10月の貸し出し実績は13区画。3月はその実態を上回れるよう決意のほどを。
答3	市内だけではなく、大阪府の北部地域からも問い合わせがある。それを受けて、3月1日の豊中市、吹田市両市の広報にも広告の掲載をお願いしている。未達成分について、貸し出しの促進が図れるよう努力したい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審 査 結 果 可決（全員一致）	

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第26号 宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第27号 宝塚市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
(議案第26号) 法改正により、国の機関が行う税務上の不利益処分や、申請に対する拒否処分への理由付記が義務付けられたことから、本市においても国と同様に処分に係る理由付記を行い、税務手続きの明確化を図るため、宝塚市市税条例の一部を改正しようとするもの。 また、個人の市民税の年金からの特別徴収を平成25年度から実施する予定であったが、新基幹系システムの運用開始時期の延期に伴い、特別徴収の実施を1年間延期するため、宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするもの。	
(議案第27号) 宝塚市市税条例の一部改正と同様に処分に係る理由付記を行い、税務手続きの明確化を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	国と同様の理由付記を市も実施することについて、具体的にどのように変わるのか。
答1	対象となる不利益処分として、例えば、個人住民税の賦課決定については、従来から納税通知書に地方税法の根拠規定を記載しているため、大きく変わりはない。税の徴収については、差押書の書式に理由付記を行うことになる。
問2	年金からの特別徴収の1年延期による影響は。
答2	地方税法で平成21年10月から実施することとされていたが、本市は基幹系システムの入替えを予定していたため、地方税法上の特別な事情に該当するとの理由から延期を繰り返してきた。特別徴収を実施すると、対象となる約1万8千人の年金受給者について納税の手間が省けるという便益や、市の徴収の確実性が期待できるが、延期によりそれらが影響を受ける。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果	議案第26号 可決（全員一致） 議案第27号 可決（全員一致）

平成25年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第48号 附帯控訴の提起について	
議案の概要	
原告が、誤納金還付請求事件等について、神戸地方裁判所の判決を不服として控訴したことから、控訴審において本市敗訴部分を争うため、附帯控訴の提起をしようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	存在しない土地への課税は今までにもあったのか。
答1	土地の不存在で訴訟になったのは、今回が初めて。地積が変わるという事例は過去にもあった。
問2	附帯控訴をして、一審判決の敗訴部分も含めて一からやり直すということになるのか。
答2	当初、市は控訴しない方針であったが、原告側が控訴をしたため、一からもう一度高等裁判所に判断を求めるという意味で附帯控訴を提起する。
問3	この土地の周辺では、他にも二重登記の問題が発生する可能性があるとしているが、どうか。
答3	市には、土地の権利関係を確定する権限はない。訴訟において、土地の不存在という事例が出てくる可能性はある。
問4	法務局のミスが原因のため、本来的には法務局を相手に争うべきだと宝塚市は主張しているが、原告側が法務局に対して裁判を起こしている事実はあるのか。
答4	承知していない。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決(全員一致)	

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第51号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について	
議案の概要	
<p>宍粟市及び姫路市で構成される宍粟環境事務組合が平成25年3月31日付けで解散し、同日付けで当該組合を脱退すること、また、相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町で構成される西はりま消防組合が新設され、平成25年4月1日付けで当該組合に加入することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の増減及び当該組合同約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p>	
論 点	なし
<質疑の概要>	なし
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

議案番号及び議案名

請願第20号 人権感覚とモラル欠如の議員に対し厳正な対応を求める請願

議案の概要

<請願の趣旨>

祖父が在日韓国人であることを理由に婚約を解消し訴訟になっている佐藤基裕議員の行為は、国籍や出自による差別に該当する。

また、裁判記録では、女性への愛情を伝えるメールが、同じ会派の議員である多田浩一郎議員や大川裕之議員が作成して送られていたことが、佐藤議員自身の口から相手の女性に伝えられていたとされているが、これら一見悪ふざけとも思える会派ぐるみの行為は、結婚を真剣に考えていた女性への侮辱であり、あまりにも卑劣で悪質な人権蹂躪である。

いじめ・体罰・虐待など他者の人権を侵害する行為が多発し、社会問題となっている昨今、自らこのような反道徳的な言動を重ねていたとすれば大問題であり、高潔な倫理性が求められる公職者としての自覚とモラルの欠如がはなはだしい。

明らかに資質を欠く議員に対して厳正な対応を求める。

<請願の項目>

- 1 この事案に対する宝塚市議会の見解を公表してください。
- 2 佐藤基裕議員の議員辞職を求めます。
- 3 太誠会の会派ぐるみの悪質な行動に猛省を求めます。

<審査の概要>

本請願の審査においては、自己の一身上に関する事件であることから、多田浩一郎委員を除斥とした。

本請願は民事訴訟中の案件に関連するものであり、事実関係について争いがある部分も存在すると考えられることから、審査資料として、紹介議員に裁判関係の記録を提出していただいた。

また、審査に慎重を期すため、委員外議員である佐藤基裕議員及び大川裕之議員に、会議規則第69条第1項に基づき出席を求め説明を聴いた。

さらに、除斥となった多田浩一郎委員から発言の申し出があったため、委員会条例第17条に基づき委員会に諮ったうえ発言を認めた。

(1) 佐藤基裕議員への質疑

問1 祖父が在日韓国人であることを理由に婚約を解消したことは事実ですか。

答1 直接的な理由ではございません。

問2 直接的ではないということは、何らかの理由だったとなるわけですがけれども、

そこを少し説明してください。

答2 私が、例えば積極的に国旗を掲げて、そして国歌を歌うといったような立場におるものですので、もしかすると、祖父が在日韓国人であることによって、相手方もしくは相手方の周りの方に対して、こちらがそういった活動をするのが迷惑になるのではないかと考えたことが理由で、婚約に積極的にならなかったということでもあります。

問3 婚約をしていると認識されていたんですか。

答3 完全に婚約したというようには考えておりません。そこは今、民事裁判の中で争われているところです。

問4 その完全というのは、何を意味しているんですか。

答4 婚約というのは、結婚することを約束することです。ですので、自分たちの、自分がこの人と結婚したいということを相手に伝え、そしてそれだけでは、私は婚約したものだというふうな認識は持っておりません。自分が結婚を約束して、そして周りの人たちにもそれを認めてもらう、つまり、両親との顔合わせや結納などを経て、婚約が全て完全になるという認識で、私は見ております。

問5 今回の場合、相手の女性の方とあなたは、どこまでこの話は進んでいたという、その辺の認識はどうなんですか。

答5 お互いに結婚しようと言っていたというのは事実です。

問6 相手の女性の方とは結婚を前提にして交際していたということですね。

答6 結婚を前提に交際をしておりました。

問7 結婚を前提とした交際を解消された理由ですけれども、祖父が在日韓国人であることについては、どういう認識なんですか。

答7 おじい様が在日韓国人であるということは、私が暮らしている環境と少し異なっている部分があるのではないのかということを考え、そうであるならば、その環境が及ぼす影響を受けて、自分と政治的な考え方が異なる方々が周りにおられるのではないのか、そういった心配を考えて、それで今回の結婚を前に進めない判断の要因になったもの、それが原因となっております。

問8 一般論として、相手の女性の方の祖父が在日韓国人であること、まさに国籍を理由として結婚を破棄するといった行動、そういった考え方は、人権の観点から見て、どのようにあなたは考えますか。

答8 人権というのは、例えば祖父が在日韓国人であるから結婚ができないといった

ようなものではあつてはならないと考えておりますけれども、そこから派生する自分との考え方の違いが予見可能性として出てきた場合には、相手の人権を最大限に尊重して、相手とのあつれきはなかりょうとも、その周りの方々とあつれきが予想される限りにおいては、その人権もまた守られるべきじゃないかなと思ひ、私が判断して、婚約を前に進むのをやめたものであります。

問 9 祖父が在日韓国人であることに起因して、考え方の違いとか人生観の違いとか、そういうことが明らかになっていたんですか。

答 9 予見可能性はありました。そして、私の仕事は政治家ですので、それによって、私が考えていることを声高に言うことによって、相手に迷惑がかかる、あるいはそれ以上に相手の御家族の方に迷惑がかかる予見可能性が見えましたので、そのようにさせていただきました。

問 10 裁判の記録の中で、女性への愛情を伝えるメールが、同じ会派の市議員である多田浩一郎議員や大川裕之議員が作成して送られていたということを、佐藤議員の口から相手の女性の方に伝えられたと記載されているんですが、事実はどうなんですか。

答 10 これは事実ではありません。

問 11 事実でないとするれば、この相手の女性の方がそのように認識をされている、こういった言葉そのものが出てくるというのは、相手の女性に、そういうことを認識させるようなことがあなたの言葉から全く出ていないのか、もしかしたら何かそういうことを認識させるような、相手の方が認識してしまわれるようなことがあったんですか。

答 11 一度だけ、多田議員の話を使って、私がメールをつくって送ったということがあります。それを、原告側に私が話したことがあります。

問 12 それは多田議員とあなたとのやりとりを通じてつくったと。すなわち相手の女性の方に多田議員という名前を出されて、そういう一定のやりとりを背景にして送ったと、こう言われたんですね。その段階で多田議員という名前を言われたんですね。

答 12 はい、私が言いました。

問 13 大川議員とのことはどういう説明をされたんですか、相手の女性の方に。

答 13 私が手紙を書くときに、大川議員が、私が言っていることを、考え方をまとめて、そのメモをしてくれて、それを参考に私が手紙をつくったという文脈で、相手に伝わっております。

問14 政治家としての立場で、韓国の方の血が流れている方とは結婚ができないと
いうことを言ったのは事実ですか。

答14 そのようなことは申しておりません。

問15 そうしましたら、彼女に対する結婚を断った理由は何だったんでしょうか。

答15 私が主張している政治的スタンスが、相手もしくは御家族に不利益になると
考えたので、それで結婚を前に進めることをやめました。

問16 結婚を申し込むことになったこの手紙ですが、これを持って相手にプロポー
ズされたんですよね。それでそれを承諾された。それを婚約と呼ぶか呼ばない
かは、どうも見解の相違みたいですが、プロポーズしたんですよね。

答16 プロポーズはいたしました。

問17 プロポーズの言葉を、大川さんがまとめてくれたと、相談をしてまとめてく
れたわけですよね。

答17 はい、私が発言したことをまとめてくれました。

問18 メールを書いたり手紙を書いたりするのも先輩議員に相談をするんですよ
ね。そして、婚約のことは会派の先輩議員にはお伝えになっているんですか。

答18 婚約をしたことに関しては、6月中旬まで会派の議員には伝えておりません。

問19 交際を破棄することについての相談はされなかったんですか。

答19 しませんでした。

問20 身内の方に在日韓国人の方がいると御自身の政治活動がしにくくなるという
ふうなことは、相手の方との話し合いはしなかったんですか。あなたがプロポー
ズをしたわけですから、それで受けてもらっていると。そんな中で、もう新生活
の段取りをしたり、入籍日の話までしていますよね。その中で、在日のお話を聞
いて、そのことで自分はこれからもこういう活動をしていくんだけど、御迷
惑にならないだろうかとか、御自身の政治活動を理解してくださるかというふう
な話を、普通だったらすると思うんですけども、それはされずに結婚ができな
いというふうに言われたということですか。

答20 少しお話をしていましたが、話の度合いは低かったと思います。

問21 予見可能性、政治的信条に基づく活動のもたらす影響が相手に迷惑をかける
って、何かあたかも相手の人をことを考えて全部やっているようだけれども、全
部あなたの想像でしかなくてですね、そこに相手の人への配慮、こういう言い方

をしたら相手の方がどういうふうに傷つくかというふうな配慮が、見えないんですけども、そこはどう考えておられますか。

答21 その配慮が足りなかったと思ひまして、あちらから訴訟を起こされる中で、一貫してその点はおわびしておるところです。

問22 この国において、在日の問題、出自の問題というのが人権問題の基本的な柱であることは認識されているはずなんですけれども、そのことを口にして、相手の人がどういうふうに傷つくかということは全く考えなかったんですか。

答22 発言によって傷つけること以上に、相手の将来に対して大きく負荷をかけてしまうことを優先してしまいました。

問23 国旗を掲揚するとか国家を歌うということが相手方の親族にいろいろ迷惑がかかるという、それはどういう関係で迷惑がかかることになるんですか。

答23 もしかすると、積極的に国家を歌わなくてもよいのではないのかと考える先方の関係者の方、御家族などがおられるかもしれないので、その私の意見とそういった方の間に立つ先方の女性の受けるあつれきです。

問24 祖父が在日韓国人だから、相手方の御両親とか親族の方に迷惑がかかるということを理由にされているわけでしょう。だから、迷惑がかかるということは、相手の方が在日韓国人の祖父を持っているということでもって、全てがそうになっているわけでしょう。迷惑がかかるという理由というのは、そこしかないわけでしょう。

答24 それだけが理由ではなく、そういった考え方の違いが出てくるであろうことが推察される中で、自分が本当に一家の大黒柱として、政治家としてやっていけるだろうかという不安な部分もあったので、それを総合的に見て、結婚を前に進めるのをやめようとしたということです。

(2) 大川裕之議員への質疑

問1 請願書に、「女性への愛情を伝えるメールが、同じ会派の議員である多田浩一郎議員、大川裕之議員が作成して送られていたことが、佐藤議員自身の口から相手の女性に伝えられていた」と書かれているんですが、このようにメールを大川議員が作成した、もしくは送信した事実がありますか。

答1 そういった事実はありません。

問2 大川議員がメールもしくは手紙等の作成にかかわられたことはありますか。

答2 メールに関してはありません。

手紙に関しては、丁寧に説明させていただきますと、6月の頭ぐらいだったと

思います。佐藤議員のほうから、ちょっと婚活をやめたいというような趣旨の話がありまして、彼の自宅のほうに話を聞きに行きました。今はどんな気持ちなのということの一つ一つメモをとりながら、今の気持ちはこういうことなのという形で整理をしていったという過程があります。その整理したメモを佐藤議員自身に渡しまして、もし気持ちを伝えようということがあるんだったら、今みたいな形で話をすると伝わらないこともあるから、誤解を招くこともあるから手紙にして送らったらどうですか言うて、まとめたメモ書きを渡したという形です。その後、彼がそれを参考にして手紙を書いて渡したというのが事実です。ですから、私は手紙というもの、できた完成品、見たことないですし、それを彼がきれいな字で書いている、清書している姿を見たことはありません。

問3 佐藤議員があの方と交際していく中で、結婚を前提としてつき合っておられるということは、あなたは御存じでしたか。

答3 5月の終わりごろぐらいに、一度、小一時間ぐらいですかね、お会いしたことがあります。その女性に。女性の方と佐藤議員が横に並んでいる姿を見て、女性のほうが好意を持っておられるなという感じは、そのときには受けています。佐藤議員のほうは、僕らがいるから照れているのかどうかわからないんですけども、ちょっとよそよそしいというか、そんな態度もとっていたなというのも印象には残っています。一応つき合っている彼女という形での紹介といたしますか、出会いはさせてもらっています。

問4 佐藤議員は、自分の気持ちをあなたに伝えて、それをあなたがメモをしたと。そのメモを参考にして、自分で手紙を書いたと言われているんですけども、そういうメモをされた事実はあるんですね。

答4 はい、あります。

問5 あなたはこの問題になっている佐藤議員と原告の方の結婚を強く勧めておられたんですか。

答5 一度しか出会ったことないですし、小一時間しか話したことないですから、なかなかその人と結婚しろと、当然常識的には言いにくいですが。ただ一般論として、早く結婚したほうがいいんじゃないのということを言ったことはあります。

問6 大川議員なりにいろいろアドバイスされた、そういった中で、一連のこういう問題が出たときに、大川議員や多田議員の名前が出ているということについて、どうお考えですか。

答6 基本的に、彼女と佐藤議員ということにかかわらず、彼が結婚しようという思いを持ってやっていることに関しては、応援もし、温かくも見守りというスタン

スで来ました。その結果、こういう形になったというのは、僕の気持ちとしては何らかの誤解がやっぱりそこにあるのかなど。私の気持ちと相手さんの気持ちの中に、誤解がどこかで生じているのかなという思いはあります。

問7 最初のほうで、とても頼りにされて相談を受けていたというのが、今の大川議員のお話でわかるんですけども、別れるに至ったところでの相談がなかったというところは、なぜだというふうに思われていますか。

答7 それは、ちょっとわかりません。

(3) 多田浩一郎委員の発言要旨

- ・(女性への愛情を伝えるメールへの関与については) 明らかに事実誤認がある。私が成り済ましてメールを作成、送信したことは、一度もない。
- ・「一見悪ふざけとも思える会派ぐるみの行為は、結婚を真剣に考えていた女性への侮辱であり、あまりにも卑劣で悪質な人権蹂躪」との指摘は、事実関係を誤認されての主張ではないか。会派の関与で別れたのではないかとの指摘もあるが、これも事実無根。
- ・佐藤議員が原告と別れたことを知ったのは後日のことである。原告の祖父が在日韓国人であることを知ったのは、さらに相当経過した後のことである。
- ・事実誤認があるにもかかわらず、請願の項目3を採択されることは適当ではないどころか、私、大川議員、佐藤議員に対する名誉棄損であると考えている。
- ・裁判でいずれとも認定されていない中で、市議会が個別の案件に言及して審議する行為は、誤った事実に基づいて見解を出すおそれがあり、またその見解が公的見解として裁判所に証拠提出されるおそれもある。議会みずから品位をおとしめるものであって、厳に謹んでいただくようお願いする。
- ・愛情を伝えるメールについて、考えを述べたことはない。先方も忙しいだろうから日程を早く確保しないと云ったら、すぐに彼がメールを入力し送ろうとしていたことを、一度見ただけである。

自由討議

議員A 請願の中では、「悪ふざけとも思える会派ぐるみの行為」「会派ぐるみの悪質な」とあるが、これについては3人とも否定しており、根拠が薄い。

議員B 問題は、祖父が在日韓国人であることを、婚約に近い状況を解消しようとする理由にあげた人権感覚。それによって、女性を非常に傷つけたという人権侵害の部分はどう判断するかが問題。

会派の関与の度合いがどうなのか、本人たちは否定しているが、佐藤議員側の準備書面の中に「強い勧めで」という表現が出てくるから、関与はあったと

推測される。しかし、今出てきている証拠だけでは判断できない。

議員C 項目2については、人権侵害があったことはまちがいない。項目3については、関与はあったにせよ「悪質」かどうかは判断できない。

議員D 婚約に至る過程の中で太誠会の議員が関与したことは、ほぼまちがいない。佐藤議員自身が、結婚に積極的でなかったという主張をするうえで関与のことで持ち出している。しかし、解消の過程でどう関わったかは定かでないという状況であり、項目3の扱いについては微妙な問題がある。

項目2については、差別意識にもとづくものであり、また女性に対する侮辱であり、はなはだ遺憾である。

討 論

(賛成討論)

討論1 項目1と項目2については採択していただきたい。項目3については、事実が確認できないので判断がつかない。

討論2 市会議員として、公平公正な人権感覚を持たないといけない立場にあって、政治的信条だと言って、出自を理由に交際を解消したことについては許されない。佐藤議員の件については採択が適当。

項目3について、会派ぐるみの悪ふざけがあったかどうかについては、結婚相談所への登録から婚約に至るまでに様々な関わりがあったことは裁判記録等から判断できるが、悪質かどうかについては問えないので、採択は適当でない。

討論3 公職にある人間として、より高い人権感覚やモラルを求められているにも関わらず、出自を理由に交際を解消するに至ったこと、また、それがマスコミで報道されて関心を集めてしまったことは問題だと考えている。交際解消に向けてのやり方も、女性として許しがたい。項目1と項目2は採択が適当。

項目3については、会派としての関与の悪質性は判明しなかったので、採択は難しい。

審査結果 一部採択〔項目1及び項目2〕 (全員一致)

平成25年第1回（3月）定例会 総務常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第61号	宝塚市教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて	同意 (賛成多数)	3月19日
議案第62号	宝塚市教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて	同意 (賛成多数)	

審査の状況

平成25年3月19日 (議案審査)

・出席委員 ◎北山 照昭 ○田中 こう 伊藤 順一 江原 和明
 草野 義雄 多田 浩一郎 寺本 早苗 藤本 誠
 山本 敬子 (◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第1回(3月)定例会 総務常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第61号 宝塚市教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて
議案第62号 宝塚市教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

議案の概要

(議案第61号)

宝塚市教育委員会の委員である脇舛諛子氏の任期が本年3月31日をもって満了するので、新たに次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

宝塚市教育委員会の委員に任命しようとする者 川名 紀美

(議案第62号)

宝塚市教育委員会の委員である田辺真人氏が本年3月31日をもって辞職するので、新たに次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

宝塚市教育委員会の委員に任命しようとする者 柴崎 有希子

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今回、任命しようとする2人は教育畑ではないので、結果的に教育委員5名が全て教育畑ではなくなる。このことに、どのように対処して運営していくのか。

答1 法律上は、委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものとされており、学校現場での経験は条件ではない。現場を知っている人という点も考慮して人選を進めたが、適任者が見つからなかった。今回の候補者は、教育、学術及び文化に関し識見を有すると判断している。

問2 これまでに、教育委員全員が教育関係者でないことはあったのか。

答2 過去は、常に教員経験者が入っていたという状況である。

問3 1人は市外の方だが、県外からということもありえるのか。

答3 制限はないが、教育委員としての日々の活動に支障のない範囲でなければ適切ではないと考えている。

問4 法律で言うところの、「教育、学術及び文化に関し識見を有する」というのは、そのいずれかの分野で識見を有するという理解をすべきではないのか。

答4 教育委員会は合議制の執行機関として、いわゆるレイマンコントロールという考え方に基づいており、広い範囲の意見を統合して行われるべきという考えであ

る。委員は必ずしも専門家である必要はなく、一般市民の民意を反映することが期待されている。

問5 過去に教育委員を任命する際に、山積する学校現場の課題を解決するためには、現場を熟知した人が必要だと説明されていたが、その点についてはどうか。

答5 人選に際しての教育委員会からの要望としては、いじめや体罰などが社会的な問題となっているため法律の専門家がほしいという点と、できれば教職経験のある人がよいという点をあげていた。しかし、学校現場経験者の中には適任者がなく、今回の候補者が選ばれた。

問6 教育委員会の会議について、指導主事など事務局も入って議論しているのか。

答6 議決事項については、事務局から説明は行うが議事は委員で進めている。報告事項については、協議会という形で開催し、各担当部長も入って報告を進めている。

問7 他市の教育委員について、教職歴の有無はどうか。

答7 昨年11月現在の状況では、川西市は教育長も含めて教職歴のない委員ばかりである。また、教育長以外の委員がすべて教職歴のない市は、三木市、たつの市、洲本市の3市。

自由討議

議員A レイマンコントロールの趣旨は理解するが、委員の中に学校現場の人が誰もいないというのはいかがかと思う。

議員B 必ずしも専門家である必要はない。現場を知らないことで、かえって客観的な議論ができる場合もあるのではないか。

議員A 教育について体系的な知識を持った人が、委員の中にいた方がよい。

議員C 理想論としてはそのとおりだが、今回は色々人選をしたが適任者がいなかったということが答弁から分かった。現実論としてどう判断するのかだ。

議員D できれば、学校現場の状況についての認識を共有できる人がよかったが、今回は人選について努力されたが、こういう形になった。委員に空白をあけるよりは、今回の候補者にがんばっていただく方がよい。

討 論

(反対討論)

討論 1 一人は経歴面で疑問、もう一人も人物が分からないので、いずれも反対。

審 査 結 果 議案第 6 1 号 同意 (賛成多数 賛成 7 人、反対 1 人)

議案第 6 2 号 同意 (賛成多数 賛成 7 人、反対 1 人)